

## 熊本市大腸がん検診実施要綱

制定	平成13年	4月	1日	健康福祉局長決裁
改正	平成16年	4月	1日	健康福祉局長決裁
				(略)
	平成28年	2月	19日	健康福祉子ども局長決裁
	平成29年	3月	28日	健康づくり推進課長決裁
	平成30年	8月	1日	健康福祉局長決裁
	平成31年	1月	31日	健康づくり推進課長決裁
	平成31年	3月	28日	健康福祉局長決裁
	令和2年	3月	19日	健康福祉局長決裁
	令和3年	1月	14日	健康福祉局長決裁
	令和4年	3月	29日	健康福祉局長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に規定する健康増進事業として実施する大腸がん検診について、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058号 厚生労働省健康局長通知。以下「指針」という。）に基づき実施するための必要な事項を定め、大腸がんの早期発見により、がんによる死亡を低下させることを目的とする。

### (対象者)

第2条 検診の対象者は、熊本市内に住民票を有する40歳以上の者（当該年度内に満40歳に達する者を含む。）とする。

### (受診者の検診料)

第3条 受診者から徴収する検診料は、委託単価のおおむね2割相当とし、検診実施機関が徴収するものとする。

### (検診料の免除)

第4条 市長は、次の各号に掲げる者に対して検診料の免除をすることができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者
- (2) 市民税非課税世帯に属する者
- (3) 70歳以上の者（当該年度内に満70歳に達する者を含む。）

### (証明書等の提示)

第5条 大腸がん検診に要する検診料の免除を受けようとするときは、前条第1号に規定する者は、生活保護適用証明書、前条第2号に規定する者は、市県民税（所得・課税）証明書（当該年度に発行できる最新年度分）、前条第3号に規定する者は、年齢を証明できる公的証明書を提示しなければならないものとする。なお、生活保護適用証明書に代えて生活保護緊急時医療依頼証、市県民税（所得・課税）証明書に代えて介護保険料決定通知書（当該年度に発行された最新年度分）の提示も可とする。また、郵送検診（受診者が検体を直接検診受託機関に郵送する方法により実施する検診をいう。以下同じ。）の場合においては、受診者が問診票及び検体を送付する際に、当該証明書の写しを添付することで確認に代えることができるものとする。

### (検診の実施)

第6条 検診は、委託により実施するものとする。

### (実施方法)

- 第7条 検診は、集団検診（場所及び期日を指定して、検診車により巡回して行う検診等をいう。以下同じ。）、個別検診（医療機関において個別に実施する検診をいう。以下同じ。）及び郵送検診により実施するものとする。
- 2 受付は、原則として集団検診の場合は胸部検診時に行い、問診票及び便採取容器を配布し、便採取方法を指導する。個別検診の場合は、原則として受診を希望する検診実施機関（前条の規定による委託により個別検診を行う機関をいう。以下同じ。）の窓口にて、問診票及び便採取容器を配布し、便採取方法を指導する。郵送検診の場合は、検診受託機関が電話等により受付を行うが、直接便採取方法を指導することが困難となるため、問診票及び便採取容器等の送付時にリーフレットを同封するなどして指導を行うものとする。
  - 3 便の採取については精度管理上、検体の回収の前日及び当日の2日間に行うものとする。なお、郵送検診においては、2回目の検体を採取し、原則として即日郵送する。
  - 4 検体の回収は、原則として集団検診の場合は胃がん検診会場又は、検診実施機関施設内で実施する。ただし、

胃がん検診会場での回収ができない場合は、日時を定め検診実施機関が回収を行うものとする。個別検診の場合は、配布を受けた検診実施機関へ、受診者が持参し回収する。郵送検診の場合は、検診受託機関が作成した返信用封筒により、受診者が検診受託機関へ直接郵送する。

5 問診票の確認は、原則として検体回収時に行うものとする。

6 検体の測定は、検体回収後、速やかに行うものとする。それが困難な場合は、測定まで冷蔵保存するものとする。

(区域の指定)

第8条 熊本市(以下「本市」という。)は、検診業務が円滑に運営できるよう、集団検診を実施する場合においては、検診実施機関の担当する区域を別表1のとおり指定するものとする。ただし、国民健康保険被保険者に対する巡回特定健康診査と同時に実施する大腸がん検診においては、区域指定はしないものとする。

(集団検診における実施計画)

第9条 集団検診実施機関は、地域の対象人口、地理的条件等の諸条件を総合的に勘案し、実施計画書を検診実施月の2箇月前までに作成し、本市に提出するものとする。

2 本市は、実施計画書を総合的に検討し、これを決定する。

(検診項目)

第10条 検診項目は、問診及び便潜血検査とする。

2 問診に当たっては現在の症状、既往歴、家族歴及び過去の受診状況等を聴取するものとする。

3 便潜血検査は、免疫便潜血検査2日法により行う。

(結果の通知)

第11条 第6条の規定により本市が委託した機関(以下「検診受託機関」という。)は、検診結果を速やかに受診者に通知する。この場合において、精密検査が必要な者(以下「要精検者」という。)に対しては、結果通知書に精密検査依頼書を添えて直接受診者へ送付する。

(結果の報告)

第12条 検診受託機関は、受診者名簿及び指定の様式による電子媒体により、本市へ報告する。

(精密検査)

第13条 精密検査は、要精検者に対し、原則として熊本県がん検診従事者(機関)認定協議会が認定した精密検査機関にて受診するよう勧奨する。

2 精密検査を実施した機関は、その検査結果について速やかに検査実施機関へ報告するものとする。ただし、検診実施機関が精密検査機関となっている場合はこの限りでない。

3 精密検査は保険診療扱いとし、その方法として、第一選択は全大腸内視鏡検査とする。精密検査を全大腸内視鏡検査で行うことが困難な場合においては、S状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査(二重造影法)の併用等による精密検査を実施する。なお、便潜血検査のみによる精密検査は、がんの見落としにつながるため実施しない。

(事後管理)

第14条 検診受託機関は、要精検者の精密検査の受診状況の有無・受診結果等を要精検者台帳等に記録し、本市へ報告する。

2 本市と検診受託機関は、相互に連携をとり、精検未受診者に対する受診指導を行う。

(記録の整備等)

第15条 本市及び検診受託機関は、検診及び精密検査の結果等の集計・整理を行う。

2 検診実施機関は、検査結果を少なくとも5年間は保存しなければならないものとする。

(事業評価)

第16条 本市は、今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方報告書(平成20年3月厚生労働省がん検診事業の評価に関する委員会報告。以下「報告書」という。)に規定する大腸がん検診のための事業評価のためのチェックリスト(市町村用)により、検診の実施状況を把握するものとする。

2 検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で大腸がん検診が円滑に実施されるよう、報告書に規定する大腸がん検診のための事業評価のためのチェックリスト(検診実施機関用)により便潜血検査等の精度管理に努めるものとする。

3 検診実施機関は、第13条第1項の精密検査機関と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めなければならないものとする。

(補則)

第17条 この要綱にない案件等が生じた場合は、必要により各関係者と協議し決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第8条関係)

指 定 区 域	管 轄 区 域 (校 区)
A区域	秋津、池田、池上、泉ヶ丘、一新、画図、小島、尾ノ上、春日、川尻、慶徳、健軍、健軍東、壺川、五福、桜木、桜木東、城山、城西、城南、白坪、砂取、高橋、託麻北、託麻西、託麻東、託麻南、田迎、田迎西、田迎南、月出、中島、花園、東町、日吉、日吉東、古町、御幸、山ノ内、力合、力合西、若葉、長嶺、隈庄、杉上、豊田の各小学校就学区域
B区域	麻生田、出水、出水南、大江、帯山、帯山西、楠、黒髪、向山、清水、城東、城北、白川、碩台、託麻原、高平台、龍田、龍田西、西原、楡木、白山、春竹、本荘、武蔵、弓削の各小学校就学区域
C区域	飽田南、飽田西、飽田東、中緑、銭塘、奥古閑、川口、川上、北部東、西里、河内、芳野、富合、植木、田原、桜井、山東、吉松、田底、山本、菱形の各小学校就学区域